

## 尾道市の介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)について

### 1. 総合事業の概要について

#### (1) 総合事業の趣旨

介護保険法の改正により、全国の市町村で介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)を実施することになりました。

この事業は、高齢者が安心して自立した日常生活を送れるよう、地域の支え合い体制づくりを進め、要支援者等の効果的で効率的な支援を行うため、地域の実情に応じて市町村が独自に取り組む事業です。

#### (2) これまでと変わる点

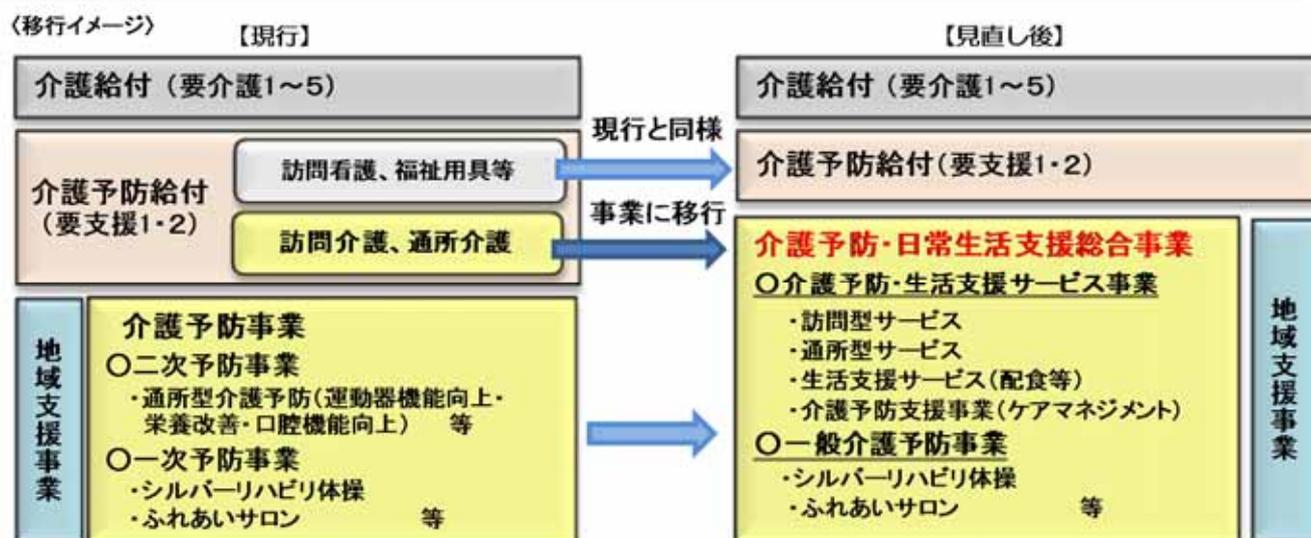
要支援1・2の人が利用している介護予防訪問介護(ホームヘルプ)と介護予防通所介護(デイサービス)が、全国一律のサービスから市独自のサービスへ変わります。

介護予防訪問介護      訪問型サービス      介護予防通所介護      通所型サービス

これまで同様のサービスに加え、基準や単価などを市が独自に設定するサービスを新たに始めます。

ホームヘルプとデイサービスのみ利用する人は、要介護認定をせずに基本チェックリスト\*で対象になれば、サービスが利用できるようになります。

\* 基本チェックリストとは、25項目の簡単な質問に答えていただき、日常生活に必要な機能が低下していないか調べるものです。該当した人を「事業対象者」といいます。



介護予防給付の全てのサービスが総合事業へ移行するものではありません。訪問看護、通所リハビリ、福祉用具、住宅改修等は予防給付のままです。

### 2. 総合事業への移行について

尾道市では、平成29年4月1日から総合事業を実施します。

利用対象者は、次のとおりです。

平成29年4月以降に、新規・区分変更・更新により要支援認定を受けた人

(認定有効期間の開始年月日が平成29年4月以降の要支援者)

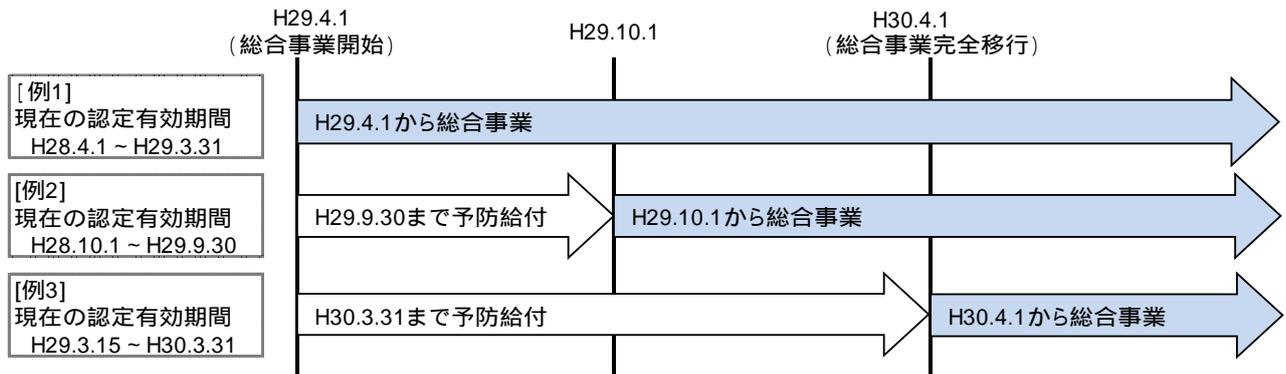
平成29年4月以降に、基本チェックリストで「事業対象者」と判定された人

#### 移行時のポイント

平成29年3月末時点で既に要支援認定を受けている人は、認定更新までは予防給付(介護予防訪問介護・介護予防通所介護)としてサービスを利用し、更新のタイミングで総合事業に移行します。

平成29年4月以降、更新を迎えた人から順次移行し、1年後の平成30年4月に完全移行します。

要支援認定者の総合事業への移行の例



3. サービス利用の流れについて

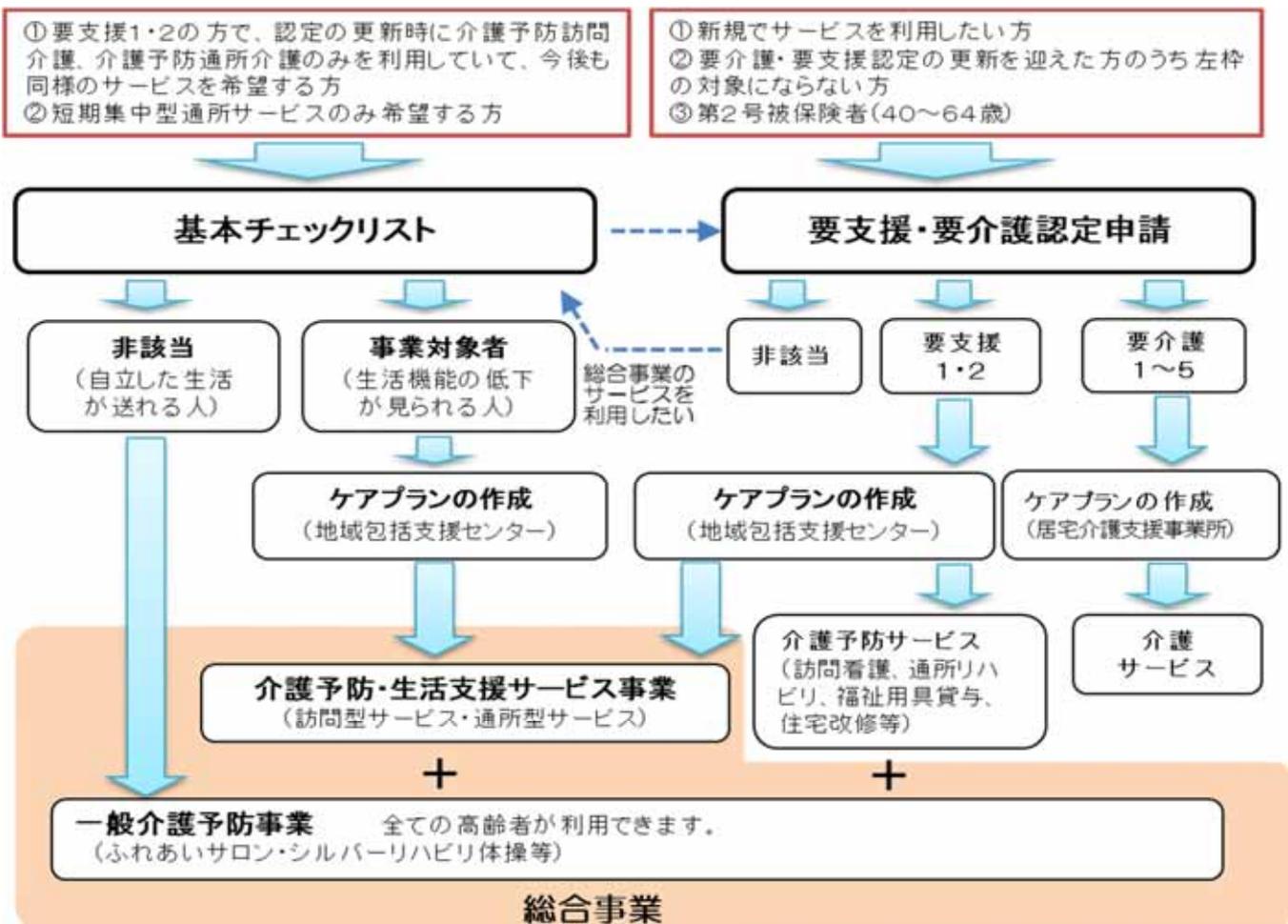
**新規** はじめて総合事業のサービスを利用する場合  
 現行どおり、要介護認定申請とする。

**更新** 要支援1・2、事業対象者の更新時期

要介護認定更新か基本チェックリスト実施か、担当のケアマネジャーが判断し、  
 手続きを行う。(更新時に利用しているサービス及び今後必要なサービスで判断する)

介護予防訪問介護・介護予防通所介護以外を利用 介護予防訪問介護・介護予防通所介護のみを利用	要介護認定更新申請 基本チェックリストを実施 本人の意向や状態により、更新申請も可
--	---

総合事業サービス利用の流れ



#### 4. 尾道市で実施するサービスについて

平成29年4月から尾道市で実施するサービスは次のとおりです。

区分	尾道市のサービスの名称	サービス内容等	実施方法
訪問型サービス	介護予防訪問サービス	現行の介護予防訪問介護相当のサービス	事業者指定
	基準緩和型訪問サービス	現行の基準を緩和した尾道市独自の基準によるサービス ・掃除や洗濯等、生活援助のみ ・市が行う研修修了者も従事可	事業者指定
通所型サービス	介護予防通所サービス	現行の介護予防通所介護相当のサービス	事業者指定
	基準緩和型通所サービス	現行の基準を緩和した尾道市独自の基準によるサービス ・送迎は必要に応じて ・人員・設備の基準を緩和	事業者指定
	短期集中型通所サービス	現行の二次予防事業の通所型介護予防教室と同様のサービス ・3～6か月で行う、生活機能改善のプログラム	委託

事業者指定で実施するサービスの内容・基準・単価等は次のとおりです。

##### (1) 訪問型サービスの内容・基準・単価等

区分	介護予防訪問サービス	基準緩和型訪問サービス
内容	身体介護及び生活援助 《介護予防訪問介護と同様》	生活援助のみ（掃除、洗濯、買物、調理など） 1回1時間程度
想定する対象者	・既に介護予防訪問介護を利用しており、同様のサービスの継続が必要な人 ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状や行動を伴う人 ・退院直後で状態が変化しやすく、観察や状態に応じた支援が必要な人 等	・身体介護は必要ないが、生活援助が必要な人
実施方法	事業者指定	事業者指定
単価	月額包括単価 週1回程度 1,168単位 週2回程度 2,335単位 週2回超程度 3,704単位 *週2回超程度は要支援2のみ利用可	月額包括単価 週1回程度 900単位 週2回程度 1,800単位
加算等	介護予防訪問介護と同様	なし
利用者負担	サービス費用の1割。一定以上の所得がある人は2割	サービス費用の1割。一定以上の所得がある人は2割
ケアマネジメント	ケアマネジメント	ケアマネジメント
限度額管理	あり	あり
支払の方法	国保連で審査・支払い	国保連で審査・支払い
人員	・管理者 1 常勤・専従1以上 ・訪問介護員等 常勤換算2.5以上 〔資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者等〕 ・サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち利用者40人に1人以上 2 〔資格要件：介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者等〕  1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能 2 一部、非常勤職員も可 《介護予防訪問介護と同様》	・管理者 1 専従1以上 ・従事者 必要数 〔資格要件：市が行う研修修了者 3 又は訪問介護員等〕 ・基準緩和型サービス提供責任者 従事者のうち必要数 〔資格要件：従事者に同じ〕  1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能 3 市が行う3日間の研修修了者（P8参照）

設備	・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 《介護予防訪問介護と同様》	・必要な設備・備品
運営	・個別サービス計画の作成 ・提供拒否の禁止 ・秘密保持等 ・廃止・休止の届出と便宜の提供	・運営規程等の説明・同意 ・訪問介護員等の清潔の保持、健康状態の管理 ・事故発生時の対応 等 《介護予防訪問介護と同様》

(2) 通所型サービスの内容・基準・単価等

区分	介護予防通所サービス	基準緩和型通所サービス
内容	身体的機能や生活機能向上のための機能訓練 《介護予防通所介護と同様》	生活機能維持のための交流の場（運動・レクリエーションなど）
想定する対象者	・既にサービスを利用しており、同様のサービスの継続利用が必要な人 ・生活機能の向上のトレーニングを行うことで、改善・維持が見込まれる人 等	・歩行・入浴・食事・排泄等の介助の必要がない人  送迎は必要に応じて
実施方法	事業者指定	事業者指定
単価	月額包括単価 週 1 回程度 1,647 単位 週 2 回程度 3,377 単位  * 利用回数で整理する (介護予防通所介護では要支援2は 3,377 単位のところ、総合事業では要支援2で週 1 回程度の場合は、1,647 単位の区分を使用するもの)  * 要支援 1 は週 1 回、事業対象者は原則週 1 回とする	月額包括単価 週 1 回程度 送迎あり 1,400 単位 送迎なし 1,100 単位 週 2 回程度 送迎あり 2,800 単位 送迎なし 2,200 単位  * 要支援 1 は週 1 回・事業対象者は原則週 1 回とする
加算等	介護予防通所介護と同様	なし
利用者負担	サービス費用の 1 割。一定以上の所得がある人は 2 割	サービス費用の 1 割。一定以上の所得がある人は 2 割
ケアマネジメント	ケアマネジメント	ケアマネジメント
限度額管理	あり	あり
支払の方法	国保連で審査・支払い	国保連で審査・支払い
人員	・管理者 1 常勤・専従 1 以上 ・生活相談員 専従 1 以上 ・看護職員 専従 1 以上 ・介護職員 ~ 15 人 専従 1 以上 15 人 ~ 利用者 1 人に専従 0.2 以上 ・機能訓練指導員 1 以上  1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能 《介護予防通所介護と同様》	・管理者 1 専従 1 以上 ・従事者 ~ 15 人 専従 1 以上 15 人 ~ 利用者 1 人に専従 0.1 以上 〔資格要件：市が行う研修修了者 2〕  1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能 2 市が行う 3 日間の研修修了者 (P 8 参照)
設備	・食堂・機能訓練室 (3 m <sup>2</sup> × 利用定員以上) ・静養室 ・相談室 ・事務室 ・消防設備その他の非常災害に必要な設備 ・必要なその他の設備・備品 《介護予防通所介護と同様》	・サービスを提供するために必要な場所 (2.7 m <sup>2</sup> × 利用定員以上) ・静養スペース ・消防設備その他非常災害に必要な設備 ・必要なその他の設備・備品
運営	・個別サービス計画の作成 ・提供拒否の禁止 ・秘密保持等 ・廃止・休止の届出と便宜の提供	・運営規程等の説明・同意 ・従事者の清潔の保持、健康状態の管理 ・事故発生時の対応 等 《介護予防通所介護と同様》

**注意！通所型サービスの定員について**

通所介護、介護予防通所介護、介護予防通所サービスの利用者を合わせた定員と、基準緩和型通所サービスの定員は、それぞれ別に設定する必要があります。

通所介護等と基準緩和型サービスを一体的に実施する場合は、ご注意ください。

	通所介護	介護予防通所介護	介護予防通所サービス	基準緩和型通所サービス
利用定員	各サービスの利用者数を合わせて設定			サービス単独で設定

**5. 総合事業を実施するための手続きについて**

**(1) 指定申請が必要な場合**

総合事業を実施するための手続きは、実施するサービスの種類や事業を行う事業所の指定状況によって異なります。

**介護予防訪問サービス・介護予防通所サービス【現行相当のサービス】を実施する場合**

平成27年3月31日時点で介護予防訪問介護または介護予防通所介護の指定を受けていた事業所は、総合事業(現行相当)の指定を受けたものとみなされている。(以下「みなし指定事業所」という。)

みなし指定の期間は、平成30年3月31日まで  
平成30年4月以降、事業を継続する場合は、尾道市へ更新申請が必要。  
市外の人が利用する場合は、各市町村の指定が必要。

**指定申請 不要**

[注] ただし、**通所サービス**は、尾道市が独自の設定をしているため、「事業費算定に係る体制等に関する届出」が必要

平成27年4月1日以降に指定を受けた事業所は、みなし指定の対象ではない。(以下、「非みなし指定事業所」という。)

市外の人が利用する場合は、各市町村の指定が必要

**指定申請 必要**

**基準緩和型訪問サービス・基準緩和型通所サービス【市独自のサービス】を実施する場合**

サービス実施を希望するすべての事業所

**指定申請 必要**

**サービスごとの指定申請・サービスコード**

サービス種別	サービス名	事業所種別	指定申請	サービスコード
訪問型	介護予防訪問サービス (現行相当)	みなし指定事業所	不要	A1
		非みなし指定事業所 / 新規の事業所	必要	A2
	基準緩和型訪問サービス	実施する全ての事業所	必要	A3
通所型	介護予防通所サービス (現行相当)	みなし指定事業所	<b>不要</b>	<b>A6</b>
		非みなし指定事業所 / 新規の事業所	必要	A6
	基準緩和型通所サービス	実施する全ての事業所	必要	A7

[注] 尾道市は、**A6**を使用します

指定申請は不要ですが、「事業費算定に係る体制等に関する届出」が必要です

(2) 指定の有効期間について

みなし指定事業所 平成30年3月31日まで  
平成30年4月以降、事業を継続する場合は、尾道市へ更新申請が必要。  
市外の人が利用する場合は、各市町村の指定が必要。

非みなし指定事業所 / 新規の事業所 指定を受けた日から6年間

基準緩和型サービスの指定事業所 指定を受けた日から6年間

(3) 指定申請の流れについて

申請書類について

申請書類の詳細や様式については12月22日(木)に、尾道市ホームページに掲載します。

指定申請に係る必要書類(予定)

指定申請書

指定に係る記載事項

申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書

従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表

従業者一覧表、当該サービス事業所に係る組織体制図、免許証等の写し、雇用契約書の写し  
管理者経歴書

サービス提供責任者・基準緩和型サービス提供責任者経歴書(\*訪問型サービスのみ)

事業所の位置図・平面図・写真、設備・備品等一覧表

運営規程

利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

当該申請に係る事業に係る資産の状況

事業費算定に係る体制等に関する届出書及び体制等状況一覧表

介護保険法第115条45の5第2項に関する誓約書

役員等名簿

既に指定を受けている介護事業者で基準緩和型サービスの申請を行う場合は、書類の一部を省略する  
予定です。

受付について

指定は、月1回・毎月1日付けで行います。

申請書類の提出期限は、指定を受けたい月の3か月前の末日とします。(当日が閉庁日の場合は、直前の  
開庁日まで)

受付は、平成29年1月6日(金)から開始します。

指定日	申請書提出期限
平成29年4月1日	平成29年1月31日(火)
平成29年5月1日	平成29年2月28日(火)
平成29年6月1日	平成29年3月31日(金)

申請書類は、高齢者福祉課高齢者福祉係へ持参又は郵送で提出してください。

介護事業者以外で新規開設を予定している事業者は、事前にご相談ください。

その他の届出について

指定の廃止・休止・再開

廃止又は休止の日の 1 か月前までに、事業を休止している事業者が再開した場合は、再開した日から 10 日以内に届出が必要です。

指定の変更

変更のあった日から 10 日以内に届出が必要です。

加算の変更の届出

加算適用月の前月の 15 日までに届出が必要です。

介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書

介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表

## 6. 定款等の変更について

### (1) 定款

総合事業の開始に伴い、事業の根拠として定款への記載が必要となります。

みなし指定事業所は、平成 30 年 3 月末までに、非みなし指定事業所は、指定申請時までに対応をお願いします。

【記載例】介護予防訪問介護 介護保険法に基づく介護予防訪問介護又は第 1 号訪問事業

介護予防通所介護 介護保険法に基づく介護予防通所介護又は第 1 号通所事業

平成 30 年 3 月 31 日までは、「介護予防訪問介護」、「介護予防通所介護」の記載を削除しないでください。(予防と総合事業が併存しているため)

定款中「老人居宅介護等支援事業」、「老人デイサービス事業」又は「老人デイサービスセンター」に関する文言が記載されている場合は、総合事業の内容も含まれますので、変更は不要です。

### (2) 運営規程

総合事業への移行に伴い、提供するサービスが変わるため、変更が必要となります。

みなし指定事業所は、平成 30 年 3 月末までに、非みなし指定事業所は、指定申請時までに対応をお願いします。

【記載例】介護予防訪問介護 介護保険法に基づく第 1 号訪問事業(介護予防訪問サービス)

介護保険法に基づく第 1 号訪問事業(基準緩和型訪問サービス)

介護予防通所介護 介護保険法に基づく第 1 号通所事業(介護予防通所サービス)

介護保険法に基づく第 1 号通所事業(基準緩和型通所サービス)

その他、各事業所の状況に応じて、適宜変更してください。

総合事業単独で作成しても、現在の運営規程を修正して一体的に作成しても、どちらでも差し支えありません。

### (3) 契約書・重要事項説明書

総合事業用に作成し、総合事業の利用者に対し、サービス提供までに随時契約をしてください。

【記載例】介護予防訪問介護 介護保険法に基づく第 1 号訪問事業(介護予防訪問サービス)

介護保険法に基づく第 1 号訪問事業(基準緩和型訪問サービス)

介護予防通所介護 介護保険法に基づく第 1 号通所事業(介護予防通所サービス)

介護保険法に基づく第 1 号通所事業(基準緩和型通所サービス)

介護予防サービス計画 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント

記録の保存 2年 5年

その他、各事業所の状況に応じて、適宜変更してください。

現在の契約書・重要事項説明書に総合事業に関する事項を追加して作成しても差し支えありません。

## 7. 総合事業における報酬（事業費）の請求事務について

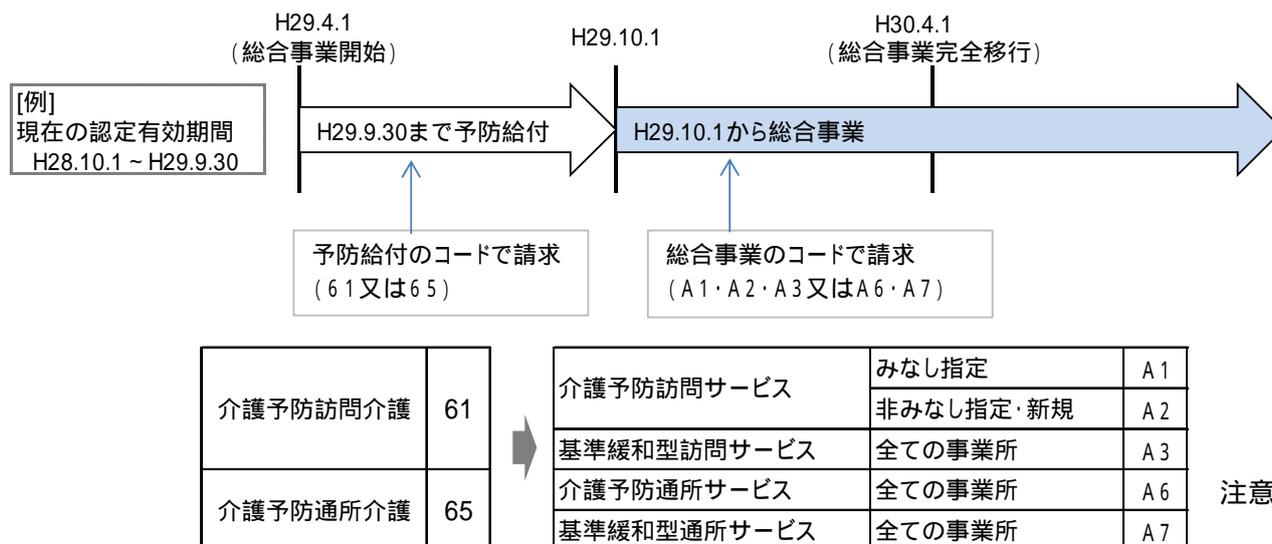
審査、支払は従来どおり国保連合会に委託します。

国保連合会に請求し、連合会から支払われる流れは現行と変わりませんが、サービスコードが変わります。平成29年度は移行期間中のため、予防給付と総合事業の請求が混在します。

平成29年3月末時点で要支援の人は、認定更新のタイミングで順次、予防給付から総合事業に移行します。総合事業に移行した人からコードを切り替えてください。（介護保険被保険者証の認定有効期間の開始日を確認してください。）

介護予防訪問サービスについては、みなし指定事業所かどうかで請求コードが異なります。

要支援認定者の総合事業への移行の例



請求ソフトのコード設定については、ご利用の事業者にご相談して対応をお願いします。

サービスコード表及び単位数表マスタは、平成29年3月頃に尾道市ホームページに掲載します。

（サービスコード表の案は12月22日（木）に掲載します）

## 利用者負担及び利用限度額について

利用者負担

介護予防給付の利用者負担割合と同様に1割又は2割となります。負担割合証を確認してください。

利用限度額

事業対象者の利用限度額は、5,003単位とします。

事業対象者・要支援1	要支援2
5,003単位	10,473単位

## 8. 尾道市基準緩和型サービスの従事者研修について

基準緩和型サービスでは、市が行う研修修了者も従事可能としています。この研修を次のとおり実施します。

研修の概要(案)

日程	平成29年3月（3日間）
対象	全日程受講可能で、研修修了後、尾道市基準緩和型サービスに従事する意思がある人
研修内容	介助の基礎知識、高齢者のこころの理解と対応、認知症の理解、高齢者の病気の基礎知識、介護保険制度の概要、コミュニケーション技術、介護技術演習 等（計15時間程度）
定員	40名程度
受講料	無料（ただし資料代は負担）

実施日時・場所、申込方法等の詳細は、市広報2月号、市ホームページに掲載します。

（基準緩和型サービスを実施予定の事業所には別途通知します。）

## 9 . 今後のスケジュール

平成28年12月 7日	第2回総合事業事業者説明会
12月22日	指定申請書類の様式、サービスコード表(案)を市ホームページに掲載
平成29年 1月 6日	指定申請の受付開始
1月31日	指定申請の受付締切り(平成29年4月開始分)
2月	要支援認定更新の対象者へ案内開始 基準緩和型サービス従事者研修受講者の募集開始 総合事業事業所一覧の公表
3月	基準緩和型サービス従事者研修
4月	総合事業開始

## 10 . その他

総合事業についての問い合わせは、「質問票」にて、FAX又はメールでお送りください。

### 【問い合わせ先】

尾道市高齢者福祉課高齢者福祉係

TEL : ( 0 8 4 8 ) 3 8 - 9 1 3 7

FAX : ( 0 8 4 8 ) 3 7 - 7 2 6 0

メールアドレス : k-fukusi@city.onomichi.hiroshima.jp

(資料の[P10 事業対象者の被保険者証(イメージ)]、[P11~13 総合事業 Q&A[H28.9.30 更新版]]は省略)